

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 労働法の基礎 (9) 年少者に関する規定の特別規制

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 労働法の基礎 (9) 年少者に関する規定の特別規制

(クリックするとPDFファイルが開きます)

#### 年少者に関する規定の特別規制

##### 1. 年少者

区分	年少者の労働時間・休日
15歳未満 (児童) <使用禁止年齢>	原則使用禁止 (法第56条)。 例外: 非工業的職種のうち、児童の健康と福祉に有害でない軽易な労働に限り、労働基準監督署の許可を受け、18歳以上の児童を修学時間外に就労させることができます (法第56条②)。 ●労働時間は、修学時間を通算して1日7時間 (法第60条) ※映画の製作、演劇の事業は同様の条件で13歳未満でも使用できます。
18歳未満 (年少者) <保護年齢>	証明書付使用許可 (法第57条)。 ●労働時間: 変形労働時間制の適用除外 (一年・一ヶ月・一週間) (法第60条)。 フレックスタイム制の適用除外 (法第60条)。 時間外労働の適用除外 (法第60条)。 長時間労働制 (第40条) の適用除外 (同上)。 深夜業の禁止 (法第61条) 注) 例外: 交替制事業では行政官庁の許可を得て16歳以上の男性を使用できます。 注) 児童は、午後8時～午前5時まで禁止。 ●休日: 休日労働は禁止 (法第60条) 注) 休日の振替はできます。 ●危険有害業務への就業禁止 (法第62条)。 ●坑内労働の禁止 (法第63条)。 ●帰郷旅費の支給 (法第64条)。
20歳未満 (未成年者)	労働契約は本人と契約する (法第58条) 賃金は本人の独立した請求権、親権者・後見人の代理受取りの禁止 (法第59条)。

年少者は、心身ともに発育途にあり、心身の発育に障害を及ぼさないよう配慮し、過重な労働から保護することが必要であるとの考えに立ち、日本国憲法で「児童の権利の禁止」(憲法第二十七条第二項)を規定し、国際労働条約等を考慮し、児童を含む一八歳未満の年少者について労働条件を規制しています。

ILOは、一九七三年「就業の最低年齢に関する条約」(第一三〇号)を改正採択しました。

この中で、原則として一五歳を最低年齢と定め、「健康・安全・道徳に危険有害な業務について」は、最低年齢を一八歳としました。ただし、健康・福祉に有害でない軽易な業務については例外的措置として一三歳以上の者の就業を認めました。わが国においても、労基法制定(S二二年)時にILO条約の規定に沿い、一五歳を最低年齢とし、一五歳未満の児童の使用を禁止しています。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.